

令和7年門真市教育委員会第9回定例会

開催日時 令和7年9月26日（金）午後2時

開催場所 本館4階 委員会室

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第36号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第37号 令和7年度門真市教育功労者の表彰について |
| 日程第5 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告 |
| 日程第6 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

出席委員

- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 八木下 理香子 |
| 教育長職務代理者 | 澤田 京子 |
| 委員 | 松宮 新吾 |
| 委員 | 満永 誠一 |
| 委員 | 服部 雅俊 |

事務局出席職員

- | | |
|------------|--------|
| 教育部長 | 水野 知加子 |
| 教育部教育監 | 峯松 大輔 |
| 教育部次長 | 大倉 善充 |
| 教育部総括参事 | 高山 拓也 |
| 教育部教育総務課長 | 十河 大輔 |
| 教育部学校教育課長 | 太田 雅貴 |
| 教育部学校教育課参事 | 向井 祐樹 |

八木下教育長

開会宣言 午後 2 時

日程第 1

会議録署名委員の指名

八木下教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

議案第36号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導
ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負
担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の
一部改正について

説明者 向井学校教育課参事

議案書 1 ページからでございます。本件につきまして、人事院
規則 19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、時間単位の介
護休暇又は介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又
は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止することにあたり、
本規則を改正しようとするものです。

改正の内容でございますが、議案書 2 ページをご覧願います。
第 10 条 5 におきまして、「1 時間を単位とする介護休暇は、1 日
を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した半
日勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする」とあるところを、「1 時間を単位とする介護休暇は、1 日につき 4 時間を超
えない範囲内で必要と認められる時間とする」と変更しております。

また、第 10 条の 2 におきまして、「条例第 21 条の 2 第 1 項後段
の教育委員会規則で定める介護時間の時間は、1 日を通じ、始業
の時間から連続し、又は終業の時間まで連続した 2 時間を超
えない範囲内で必要と認められる時間とする。」とあるところを、「條
例第 21 条の 2 第 1 項後段の教育委員会規則で定める介護時間の時

間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。」と変更しております。なお、附則といたしまして、本規則は令和7年10月1日から施行することといたしております。

八木下教育長： 説明は終わりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： 勤務時間中に休暇を取得して、また勤務に戻れるということですね。

向井学校教育課参事： そうです。

[全委員異議なく、可決]

日程第4

議案第37号 令和7年度門真市教育功労者の表彰について
説明者 十河教育総務課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかる部分が含まれ、表彰日まで、被表彰者以外には秘匿にする必要があるので、非公開にて審議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後2時05分から午後2時09分まで

日程第5

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条
第1項第1号に係る報告
報告者 太田学校教育課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかる部分が含まれ、秘匿にする必要があるので、非公開にて審議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時 09 分から午後 2 時 11 分まで

日程第 6

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 令和 7 年度門真市教育委員会特別表彰の被表彰者について

報告者 十河教育総務課長

八木下教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、表彰日まで、被表彰者以外には秘匿にする必要があるので、非公開にて審議を行いたいとのこと。各委員に諮ったところ、全員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後 2 時 11 分から午後 2 時 13 分まで

番号 2 損害賠償請求事件について

報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和 6 年 8 月 5 日付で、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況について御報告申し上げます。

9月24日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。

本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、11月27日を予定しております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後2時15分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 澤田 京子